

議案第 13 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定する。

よって、同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

向日市長 久 嶋 務

別 表

路 線 名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
市道第4074号線	向日市鶏冠井町大極殿3番地12先 向日市鶏冠井町大極殿3番地11先	35.5 メートル	6.0メートル～ 16.2メートル

(認定理由)

この路線は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為による宅地造成地内の道路であり、本市に帰属したので、今回認定するものである。

位置図

S = 1:2,500

